平成２８年（フ）第７０５号
京都市南区久世中久世町５丁目２番地１　グラハイツ402、前住所京都市南区久世中久世町５丁目45番地　ルシエルＪＲ向日町401号
破産者　榎　　勝美
1　決定年月日　平成29年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第７５１号
京都府向日市寺戸町東野辺59番地の１　東野辺ハイツ206号、前住所京都府長岡京市久貝３丁目11番５号　ロイヤルメゾン長岡京103
破産者　ウエストこと　西川ふじ代
1　決定年月日　平成29年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第７８７号
京都府城陽市平川長筬12番地の49
破産者　田中プラスターこと　田中　　稔
1　決定年月日　平成29年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第８０７号
京都府久世郡久御山町林宮ノ後21番地　８棟302号
破産者　絵本こと　小門　紀子
1　決定年月日　平成29年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第８９５号
大阪府枚方市長尾元町７丁目15番20―105号、前住所京都府宇治市木幡平尾28番地の790
破産者　中村　哲也
1　決定年月日　平成29年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第５８号
熊本県水俣市陣内１丁目11番２―２号、前住所横浜市西区南浅間町19番地９　ジュイール横浜ＷＥＳＴ202号
破産者　渕上　拓海
1　決定年月日　平成29年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所八代支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２８年（フ）第６９３号
埼玉県蕨市塚越６丁目18番８号　シャトレーヌ・ミヤタ302号
破産者　坂井　　茂
1　決定年月日　平成29年１月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第６１９号
大阪府岸和田市荒木町１丁目８番14号、住民票上の住所大阪府和泉市和気町２丁目３番１―513号
破産者　上松運送店こと　上松　靖典
1　決定年月日　平成29年１月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第１８３号
大阪市淀川区十三東１丁目16番13―1002号、開始決定時の住所大阪府岸和田市藤井町３丁目５番14号
破産者　岸田　隆史
1　決定年月日　平成29年１月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第１０４号
福岡県直方市感田2535―１　スターヒルＩ103号、住民票上の住所福岡県飯塚市目尾504番地32
破産者　東小野邦弘
1　決定年月日　平成29年１月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２８年（フ）第８８４号
札幌市手稲区富丘２条３丁目６番18号　エスコートアライブ102号
破産者　小島　咲子
1　決定年月日　平成29年１月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第３１１号
川崎市高津区千年980番地　光荘　202、開始決定時の住所川崎市高津区千年126番地１
破産者　田中　菊男
1　決定年月日　平成29年１月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第８７号
新潟市西区小針５丁目18番１号
破産者　波田野惠美
1　決定年月日　平成29年１月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１３３号
名古屋市中村区並木２丁目315番地　八田アーバンハイツ202号
破産者　樋口　栄司
1　決定年月日　平成29年１月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２２４号
名古屋市西区笹塚町１丁目31番地（炭家笹塚Ｃ号）
破産者　水上　哲秀
1　決定年月日　平成29年１月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第６２８号
愛知県北名古屋市熊之庄堤下152番地　フレグランスＴＹ　Ｃ―102、従前の住所愛知県北名古屋市弥勒寺東４丁目11番地
破産者　松田　鉄男
1　決定年月日　平成29年１月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部